

知っておきたい規則とルール

Question

中学校のコーチをしておりますが生徒の応援についてお伺いします。以前ルールが改正になりプレーヤー以外の生徒の応援の仕方やマナーについてルールブックが曖昧なため各大会、学校で見解が違い生徒および関係者でトラブルが絶えません。正しい応援マナーの仕方を教えて下さい。よろしくお願いします。

Answer

マッチ中は、パートナー以外の者から助言を受けてはならない。なお、インプレー中のベンチからの応援は警告となる。コート外の応援団の応援（声援）が、行き過ぎ、不快感となり、プレーに支障があるとアンパイヤーが判断した場合は、注意を喚起することになる。

平素よりソフトテニスの普及・振興にご協力を頂き感謝申し上げます。

ところで、ご質問から以前ルール改正でハンドブックが曖昧になったとのことですが、以前とは何時の事でしょうか。現在のハンドブックは、競技規則と審判規則及び大会運営規則に分類して解説しており、毎年度各ブロックで1級審判員の研修会が実施されています。この研修会に出席された方が各県内の審判員に伝達することになっており、この度ご指摘の様な見解の違いについては、各県内の審判研修会に出席されることによって共通理解がなされることとなります。

ところで、失礼とは存じますがご質問を下された方は、ソフトテニスハンドブックの内容を自分流に解釈されておられ、各県支部や県中体連の主催する審判講習会や研修会に出席されていないのではないのでしょうか。出席されますと、条文の統一見解を説明して下さると思います。又中体連であれば統一見解がなされて運営がスムーズになる様に申し合わせがなされると思います。

1つの例を挙げて見ますと、全国中学校ソフトテニス大会において各県の代表が集ります。各県によってはルールの解釈も多少違いがあります。条文を厳密に解釈される指導者、この程度なら許される範囲ではないかと考えている指導者等のご意見を聞き調整をします。例えば団体戦と個人戦の応援の仕方について、団体戦は1コートで3対戦する事になります。個人戦は、複数のペアが出場していますと、それぞれの対戦は同じコートではありません。従って応援の仕方も違ってきます。そこで、ある統一見解を出して（応援席を含め）この範囲を超えると注意の対象となり、ベンチからの応援はアンパイヤーの判断ですがイエローカードが提示される事になります。と申し合わせをしております。ここまで徹底的に話し合っております。

今回のご質問をされた方は、所属県の審判委員長さんにご質問をされるなり、中体連の審判を担当される方に問題を提起され中体連としての申し合わせを作っております。トラブルをなくすることを希望します。何が何でもハンドブッ

ク通りでなく、県支部の中体連としてこの点はローカルルールとして十分出来る話です。しかし、日本ソフトテニス連盟主催の全国大会では日本ソフトテニス連盟ソフトテニスハンドブックに従い審判委員会の統一見解で審判委員長が執り行う事になります。以後、関係条文について説明します。

プレーヤーの心得については、競技規則第15条1項1号に「過度のかけ声、又は相手を不快にする発声をしないこと。」と記載がされています。

今回は特に競技規則第38条（禁止事項）に係わる問題（プレーヤーはマッチ中パートナー以外の者から助言及び身体上の手当てを受けてはならない等…）です。応援団についてはハンドブックに記載されていますが、ジュニア審判マニュアルには記載がありません。

ハンドブックに記載されている条文は、競技規則第38条（禁止事項）、第41条（警告）、審判規則第19条（注意の喚起）及び第20条（警告）です。第19条の条文には「正審はマッチの進行に支障があると認める行為等に対しては、関係者に注意を喚起することができる。」とあり、関係者には応援団等が含まれます。この応援団の解釈等については、機関誌2007年4月号（日本連盟ホームページ「審判」ワンポイントレッスンにも掲載）にて説明させて頂いております。マッチの進行に支障があると認めるか否かは正審が判断することになっています。

また、第20条〔解説27〕には「応援（声援）は、競技の盛り上がりとして認める方向であるが、それが行き過ぎ、不快感となり、プレーに支障があるとアンパイヤーが判断した場合は、第19条の注意の喚起、あるいは第20条の警告を適用する。」となっております。応援団には第19条により注意の喚起をすることになります。特に、中学生がアンパイヤーを担当する場合には、ジュニア審判員として条文の解釈が十分出来てない事がありますので、大会役員として複数のコートを単位にコート主任を配置して頂きアドバイスをする者（審判資格を取得した者）が必要と考えます。

応援の仕方については、何が正しいかは主催する関係



者間の合意も必要と思います。

特に、マナーやフェアプレーに関し指導者の方々にもご理解と協力をお願いし、よりスムーズな運営が出来ることを望んでいます。そして、コーチになられる方は県主催の

審判講習会に出席され資格を取得し、研修会等に積極的に出席して頂き、共通理解をされ解釈の仕方に違いがあれば統一見解を出し、申し合わせによってトラブルをなくするように工夫をお願いします。

【関連規則】

競技規則第15条（プレーヤーの心得）（1）、【解説5】、競技規則第38条（禁止事項）

競技規則第41条（警告）

審判規則第19条（注意の喚起）【解説26】、審判規則第20条（警告）【解説27】

ジュニア審判マニュアル

4. プレーヤーがよくわかっていなければならないこと（心得）（1）

14、禁止事項（1）、17、警告